愛医発第２５１６号
令和２年１月１４日

県下各医師会長　　様
（名古屋市各区医師会長含む）
各分科医会長　　様

公益社団法人　愛知県医師会
会　長　柵　木　充　明
（公　印　省　略）

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

平素は本会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび標記の件につきまして、日本医師会感染症危機管理対策室長より令和２年１月14日付（健Ⅱ204F）にて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご了知方につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、一般会員用には、愛知県医師会会員専用ホームページの愛医通信欄にて閲覧できますことを申し添えいたします。

担　当：医療業務部第２課
ＴＥＬ：０５２－２４１－４１３９
ＦＡＸ：０５２－２４１－４１３０
E-mail：chiiki_2@aichi.med.or.jp

（健Ⅱ204F）
令和２年1月１４日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

本会と全国知事会との集合契約による風しんの第５期の定期接種においては、各自治体より接種対象者に対し、風しんの抗体検査および定期接種（予診のみの場合を含む）に係るクーポン券が送付され、それに基づき実施されているところです。

また、当該クーポン券については、各自治体により有効期限（原則、年度末）が設定され、医療機関はクーポン券の有効期限を確認した上で、風しんの抗体検査および定期接種を実施することとされております。

今般、令和元年度に発行されたクーポン券（以下、「旧クーポン券」という。）に係る有効期限を延長し、令和２年度においても使用可能とすること、また、それに伴うクーポン券の取扱い等について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添のとおり事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和元年度と令和２年度で予防接種費用が改定される市区町村において旧クーポン券を使用した場合は、クーポン券の券面額を修正することにより、新金額での請求が可能となります。

同事務連絡においては、上記取扱いに係る医療機関等の対応として下記のとおり整理されております。

本職といたしましては、接種対象者が旧クーポン券を紛失又は破棄している可能性があること、また、医療機関等における下記の対応に係る負担軽減、請求誤り等を防ぐ観点から、一義的には各自治体において、旧クーポン券の未使用者に対する個別の再勧奨とともに、あらためて令和２年度にクーポン券の再発行を行うものであり、令和２年度における旧クーポンの使用及びその対応については、あくまでも例外的対応であると認識しております。

クーポン券の再発行については、令和元年１２月２０日付け厚生労働省事務連絡（記の２（２）をご参照）においても「可能」とされているところであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、各地域において、上記を踏まえて各自治体と令和２年度における予防接種費用の設定およびクーポン券の取扱いについてご協議いただきますよう、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１．旧クーポン券を持参した対象者に対し、令和２年度に風しんの第５期の定期接種

を実施した場合には、発行元の市区町村における令和２年度の予防接種費用の改定の有無及び改定後の金額を確認（厚生労働省ＨＰ）する。

２．予防接種費用の改定の有無により、以下のとおり対応する。

（１）令和２年度に予防接種費用の改定が行われた市区町村の場合

①医療機関等において、クーポン券面額（旧金額）に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記入する。

②クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめ、代行機関を通じて市区町村へ請求する。（※）

③医療機関等において、クーポン券面額（旧金額）の訂正を行わないまま、旧金額による請求がなされたものについては、旧金額による支払いが行われることになるため、留意が必要である。

※令和元年度に実施された予防接種の費用と令和２年度に実施された予防接種の費用が混在する場合等を含め、具体的な請求方法、各請求書の様式等については、追って厚生労働省より示される予定。

（２）令和２年度も予防接種費用に変更がない市区町村の場合

①令和２年度に発行されたクーポン券と同様に取扱うこととし、従来どおりの方法で請求する。

事　務　連　絡
令和２年１月８日

各　都道府県／保健所設置市／特別区　衛生主管部(局)　御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

風しんの追加的対策につきましては、多大なる御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年度に発行したクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和２年度の対応について（協力依頼）」（令和元年 12 月 20 日付け健康局健康課・結核感染症課事務連絡）において、令和２年度も使用可能とすることとしていましたが、令和２年度に風しんの第５期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について、下記のとおり定めることとしますのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1　有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

(1)　有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下３(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。

(2)　なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和２年度）の委託料と改定前（令和元年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

(3)　当該対応は、代行機関において令和元年度に発行したクーポン券による請求手続きを可能とするもので、令和２年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

２　前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和元年度の当初に発行したクーポン券と、令和元年度末に前倒し発行した令和２年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和元年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

３　委託料改定を行う場合の手順

(1)　委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和２年３月 13 日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。

(2)　厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

４　その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

【照会先】
厚生労働省健康局
健康課予防接種室調査管理係
(直通)03-3595-3287

別紙様式

風しんの第５期の定期接種に係る委託料の改定について

（都道府県名：　　　　　　　　　）

市区町村番号	市区町村名	単価を改定するクーポン券の有効期限（発行済のもの）	旧委託料（税抜き）/円		新委託料（税抜き）/円	
			予診のみ	接種費用	予診のみ	接種費用
（例）123456	○○市・町	2020年3月	2,000	10,000	2,020	10,060

事　務　連　絡
令和元年 12 月 20 日

各 ⎧都道府県⎫
　 ⎨保健所設置市⎬ 衛生主管部(局) 御中
　 ⎩特別区⎭

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和２年度の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

本対策の進捗について、本年度のクーポン券発送対象者のうち、本年４月から９月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約 87 万人（13%）に留まっています。令和２年７月からの東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日客の増加が見込まれるところ、風しんの発生及びまん延を防止するため、令和２年７月までに、本対策の対象者の抗体保有率を 85%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、抗体検査を 480 万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券を早期に発行することが非常に重要です。

このことを踏まえ、今般、令和２年度のクーポン券発行対象者について、別添「風しんの追加的対策の実施方法について」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1　令和２年度のクーポン券発行対象者について

(1)　市区町村は、令和２年度の本対策の対象として、少なくとも昭和 41 年４月２日から昭和 47 年４月１日までの間に生まれた男性に対し、クーポン券の発行及び送付を行うこと。ただし、市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等（※）を踏まえ、本年度及び令和２年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和 37 年４月２日から昭和 41 年４月１日までの間に生まれた男性）に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

※　例えば、風しん患者が多数発生している又は訪日外国人が多い市区町村等。

参考：第 34 回厚生科学審議会感染症部会　資料７

https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000571663.pdf

(2)　令和２年度当初からクーポン券を使用できるよう、２月末日の時点でクーポン券

を発送する対象者の数を確定した上でクーポン券を発行・送付し、３月中に対象者の手元に届くよう準備を行うこと。

(3)　４月１日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については４月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。

(4)　市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

２　令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

(1)　令和元年度に発行されたクーポン券については、令和２年度も使用可能とする。

(2)　令和元年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期の予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。

(3)　市区町村の転出があった場合には、令和元年度に送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

(4)　令和２年度に予防接種価格を変更する自治体における対応については、関係機関と調整の上、追って連絡する。

風しんの追加的対策の実施方法について

別添

【実施方法】

① 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、3か年計画で、段階的に行う。

② 1年目（～2020年3月）は、まずは昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ（約646万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。

③ 2年目（～2021年3月）は、少なくとも昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれ（約570万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。

※ 市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等を踏まえ、2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれ）の男性に対しても、クーポン券を発行することを積極的にご検討いただきたい。

また、2019年度に送付されたクーポン券は、2020年度も使用可能とする。2019年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期の予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。

④ なお、対象者が市区町村に申し出た場合も、クーポン券を発行し抗体検査を受検できることとする。

風しんの追加的対策の実施方法について

【初年度（2019年度）及び次年度（2020年度）における取組】

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

昭和54年4月1日生　　昭和37年4月2日生

約646万人（2019年度）　　**約570万人（2020年度）**※

クーポン券の送付対象者の方

約700万人

抗体検査を受けることが見込まれる方

約145万人

予防接種を受けることが見込まれる方

※ 2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ）に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

2020年４月以降に更に対策を進めることにより、2020年７月までに抗体保有率85％の目標達成を目指す。